

災害復旧事業に関する発注特例について

1. 土木工事における発注標準の特例

技術者不足による不調、不落を避けるため、発注ロットの大型化を図るとともに発注標準の特例を適用する。

等級	現行標準	特例標準（1.5倍）
A等級	2千万円以上	3千万円以上
B等級	7百万円～2千万円未満	1千万円～3千万円未満
C等級	7百万円未満	1千万円未満

2. 技術者等の配置の緩和

技術者不足による不調、不落を避けるため、専任要件等を緩和する。

項目	現行要件	緩和措置
主任技術者の非専任	2,500万円未満	3,500万円未満
現場代理人の常駐緩和	同上	同上

※建設業法における専任要件は、3,500万円以上

3. 低入札価格調査制度の緩和

発注標準の特例を受け、これまで2千万円以上としていた低入札価格調査制度の適用をA等級に限定し、B等級以下は変動型最低制限価格制度を適用する。

項目	現行要件	緩和措置
低入札価格調査制度	2,000万円以上	3,000万円以上
変動型最低制限価格制度	2,000万円未満	3,000万円未満

